

第7節 西三河北部医療圏

1 地域の概況

(1) 人口

西三河北部医療圏の人口は、令和5(2023)年10月1日現在で478,247人と、総人口が減少に転じています。人口構成は、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は減少、老年人口(65歳以上)の増加が続いており、人口の減少と高齢化が進んでいます。(表12-7-1)

表12-7-1 人口(年齢3区分別)構成割合の推移 毎年10月1日現在(単位:人)

区 分	西三河北部医療圏								愛 知 県	
	平成29年 (2017年)		令和3年 (2021年)		令和4年 (2022年)		令和5年 (2023年)		令和5年 (2023年)	
	人 口	構成 割合 (%)	人 口	構成 割合 (%)	人 口	構成 割合 (%)	人 口	構成 割合 (%)	人 口	構成 割合 (%)
人 口	487,477		481,202		479,412		478,247		7,480,897	
男性	256,413	52.6	250,837	52.1	249,690	52.1	249,330	52.1	3,725,279	49.8
女性	231,064	47.4	230,365	47.9	229,722	47.9	228,917	47.9	3,755,618	50.2
年少人口 (0～14歳)	68,925	14.1	63,953	13.3	62,403	13.0	60,603	12.7	928,750	12.4
生産年齢人口 (15～64歳)	314,935	64.6	305,891	63.6	304,641	63.5	304,492	63.7	4,628,806	61.9
老年人口 (65歳以上)	103,617	21.3	111,358	23.1	112,368	23.4	113,152	23.7	1,923,341	25.7

資料: あいちの人口(愛知県県民文化局)

(2) 将来推計人口

将来の推計人口(令和5(2023)年推計)をみると、令和7(2025)年をピークとして、総人口は減少していきませんが、老年人口は増加し続け、令和32(2050)年には老年人口の全体に占める割合が33.4%となる見通しです。(表12-7-2)

表12-7-2 将来推計人口 (単位:人)

		令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
西三 河北 部医 療圏	総人口	481,438	474,539	465,199	453,568	440,447	426,636
	年少人口比(%)	12.2	11.3	11.0	11.1	11.1	10.8
	生産年齢人口比(%)	63.8	63.2	61.3	58.3	56.7	55.8
	老年人口比(%)	24.0	25.6	27.7	30.6	32.2	33.4
愛 知 県	総人口	7,453,098	7,345,554	7,210,578	7,049,961	6,869,521	6,676,331
	年少人口比(%)	12.0	11.2	11.0	11.1	11.1	10.8
	生産年齢人口比(%)	61.8	61.4	59.8	56.9	55.4	54.7
	老年人口比(%)	26.1	27.3	29.2	31.9	33.5	34.5

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

(3) 外国人割合

外国人割合は、令和4(2022)年12月末現在4.5%で、県3.8%に比べ多い状況です。(表12-7-3)

言語の障壁や経済的な事情等により受けられるサービスに格差が生じないよう、医療及び保健の場においても外国人への対応を考慮する必要があります。

外国人住民数を国籍(出身地)別にみると、ブラジルが7,943人で、全体の36.5%を占め、ベトナム3,485人(16.0%)、中国2,523人(11.6%)、フィリピン2,510人(11.5%)と続いています。

表12-7-3 外国人割合

	令和4(2022)年12月末 現在外国人人数	総人口に 占める割合	令和5(2023)年1月1日 現在総人口
西三河北部医療圏	21,777	4.5%	478,670
愛知県	286,604	3.8%	7,491,010

資料：法務省「在留外国人統計」

(4) 人口動態

人口動態のそれぞれの率を県と比較すると、出生率、死亡率は低く、その他の率は高くなっています。(表12-7-4)

表12-7-4 人口動態 (令和3(2021)年)

	実数			率	
	西三河北部医療圏	愛知県		西三河北部医療圏	愛知県
出生	3,356	53,918	(人口千対)	7.0	7.4
死亡	3,785	73,769	(人口千対)	7.9	10.2
乳児死亡	8	103	(出生千対)	2.4	1.9
新生児死亡	4	54	(出生千対)	1.2	1.0
死産	63	994	(出産千対)	18.4	18.1

資料：人口動態統計(厚生労働省)、愛知県衛生年報

(5) 主な死因別死亡

主な死因別の死亡をみると、悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患のいわゆる3大生活習慣病は、上位5位以内にあり、総数に占める割合は、令和3(2021)年には42.4%となっており、減少傾向が続いています。(表12-7-5)

表12-7-5 主な死因別死亡数、率

死因	西三河北部医療圏								愛知県			
	平成29年(2017年)				令和3年(2021年)				令和3年(2021年)			
	順位	死亡数	死亡率	割合	順位	死亡数	死亡率	割合	順位	死亡数	死亡率	割合
総数		3,401	696.4	100.0		3,785	902.8	100.0		73,769	1016.0	100.0
悪性新生物	1	955	195.6	28.1	1	1,028	245.2	27.2	1	20,031	275.9	27.2
老衰	2	388	79.5	11.4	2	462	110.2	12.2	2	8,967	123.5	12.2
心疾患	3	318	65.1	9.4	3	331	78.9	8.7	3	8,751	120.5	11.9
脳血管疾患	4	260	53.2	7.6	4	246	58.7	6.5	4	4,882	67.2	6.6
誤嚥性肺炎	6	140	28.7	4.1	5	182	43.4	4.8	6	3,085	42.5	4.2
肺炎	5	184	37.7	5.4	6	172	41.0	4.5	5	3,336	45.9	4.5
自殺	10	47	9.6	1.4	7	88	21.0	2.3	10	1,117	15.4	1.5
不慮の事故	7	113	23.1	3.3	8	86	20.5	2.3	7	2,021	27.8	2.7
大動脈瘤及び解離	9	55	11.3	1.6	9	71	16.9	1.9	9	1,189	16.4	1.6
腎不全	8	58	11.9	1.7	10	69	16.5	1.8	8	1,305	18.0	1.8
10死因の小計		2,518	496.4	74.0		2,735	652.3	72.3		54,684	753.1	74.1

資料：愛知県衛生年報(死因分類別死亡数)

(6) 住民の受療状況

入院患者の自域依存率は、80.0%となっています。(表 12-7-6)

表 12-7-6 西三河北部医療圏から他医療圏への流出患者の受療動向（一般病床）（単位：％）

調査年度	患者住所地	医療機関所在地										
		名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河南部東	西三河南部西	東三河北部	東三河南部
平成29(2017)	西三河北部医療圏	6.9	0.1	7.2	0.1	0.8	0.9	76.6	1.8	5.4	0.0	0.2
令和5(2023)	西三河北部医療圏	5.1	0.1	6.7	0.1	1.0	0.6	80.0	1.3	5.0	0.0	0.3

資料：平成29年度・令和5年度患者一日実態調査（愛知県保健医療局）

2 保健・医療施設

地域住民の健康の保持及び増進を図り、地域保健対策を総合的に推進するため、専門的かつ技術的な拠点として保健所が設置されています。(表 12-7-7)

地域医療支援病院や第3次救急医療施設など一定の要件を満たす医療機関において、政策的医療を実施しています。(表 12-7-8)

表 12-7-7 保健・医療施設数（令和4(2022)年10月1日現在）

区分	保健所	保健センター	病院	診療所	歯科診療所	助産所	薬局
豊田市	1	1	18	237	144	15	165
みよし市	(1)	1	2	44	28	3	22
合計	1(1)	2	20	281	172	18	187

資料：病院名簿（愛知県保健医療局）、薬局は保健所調査

注：保健所の（ ）書きは、保健分室・駐在を外数で示す

注：診療所には保健所（保健分室・駐在を除く）及び保健センターを含む

表12-7-8 主な政策的医療の実施状況

(令和5(2023)年4月1日現在)

所在地	病院名	特定機能病院	地域医療支援病院	公的医療機関等※ ¹	がん診療拠点病院※ ²	第3次救急医療施設	第2次群輪番制参加病院（第2次救急医療施設）	災害拠点病院	周産期母子医療センター※ ³	へき地医療拠点病院	感染症指定医療機関	結核病床を有する医療機関	エイズ治療拠点病院※ ⁴	認知症疾患医療センター
豊田市	厚生連豊田厚生病院		○	○	□	○		○			○		○	
	厚生連足助病院			○			○			○				
	豊田地域医療センター						○							
	トヨタ記念病院		○		○	○		○	○				□	○
みよし市	みよし市民病院			○			○							

※¹：医療法第7条の2に規定される公的医療機関のほか、健康保険組合、国立病院機構、労働者健康安全機構などが開設する医療機関をいう

※²：□は「地域がん診療連携拠点病院」、○は「がん診療拠点病院」を示す

※³：□は「総合周産期母子医療センター」、○は「地域周産期母子医療センター」を示す

※⁴：□は「エイズ治療拠点病院」、○は「エイズ治療協力医療機関」を示す

3 圏域の医療提供体制

(1) がん対策

《現 状》

- 愛知県のがん罹患の実態は、「愛知県のがん登録事業」により把握しています。愛知県がん登録事業によると、当医療圏の部位別の罹患状況は、男性では、前立腺が最も多く、次に胃、大腸、肺の順、女性では、乳房が最も多く、次に大腸、子宮の順になっています。（表12-7-9）
- 当医療圏内のがんによる死亡者数は死因順位の第1位で、令和3（2021）年には1,028人と死亡総数の27.2%を占めています。（表12-7-5）
- 市町村がん検診の受診率は、愛知県に比べ、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんが低い状況です。（表12-7-10）
- 当医療圏では、厚生連豊田厚生病院が、地域がん診療連携拠点病院（厚生労働大臣指定）に、トヨタ記念病院が、がん診療拠点病院（知事指定）に指定されています。
- 放射線治療を受けられる医療機関は2施設、外来で薬物療法を受けられる医療機関は7施設あります。（愛知医療機能情報公表システム（令和4（2022）年度調査）
- 「がん地域連携パス」は、愛知県がん診療連携協議会地域連携パス部会で作成した愛知県統一のパスを14病院、111診療所が運用しています。
- 緩和ケアチームによるケアを受けられる医療機関は、2施設あります。また、緩和ケア病棟が厚生連豊田厚生病院に整備されています。
- 医療用麻薬によるがん疼痛治療を受けられる医療機関は11施設、がんに伴う精神症状ケアを受けられる医療機関は2施設あります。（愛知医療機能情報公表システム（令和4（2022）年度調査）

表12-7-9 部位別罹患者数（令和元（2019）年実績）

区 分	総 数	胃	肺	大 腸	肝 臓	前立腺	乳 房	子 宮	その他
西三河北部 医療圏	男性	1,710	273	242	252	65	291	4	583
	女性	1,193	86	86	182	30	—	287	93
愛知県	男性	29,292	4,141	4,652	1,532	407	4,794	46	13,720
	女性	22,009	1,743	2,142	1,238	161	—	5,043	1,649

資料：愛知県のがん統計（令和3（2021）年12月）

表 12-7-10 市町村がん検診受診率

（各市において定めているがん検診事業の対象者数に対する受診者割合）（令和3（2021）年度）

	大腸がん	肺がん	乳がん	胃がん	子宮頸がん	前立腺がん
西三河北部医療圏	10.6	8.9	4.6	6.6	5.1	10.6
愛知県（名古屋市を除く）	12.0	13.4	6.9	5.9	7.2	—

資料：「市町村におけるがん検診精度管理のための技術的指針」に基づき、市町村から報告されたがん検診の実施状況（保健医療局健康対策課）※前立腺がんは各市から保健所に別途報告

《課 題》

- 早期発見、早期治療につなげるため、がん検診受診率の向上を図る必要があります。
- がん診療連携拠点病院と地域の医療機関との連携を更に進める必要があります。がん診療連携拠点病院等において、がん患者が、適切なセカンドオピニオン等の情報を得ながら、病態やニーズに応じた適切な治療を受けられるよう、医療体制を強化していく必要があります。
- がん患者が治療と仕事を両立できる環境整備のために、本人、企業、医療機関等の関係機関が連携していく必要があります。また、患者数の少ない小児・AYA世代のがんや希少がん、難治性がん等については、個々の患者の状況に応じた多様なニーズに対応するための情報を提供する必要があります。

《今後の方策》

- 喫煙、食生活、運動等の生活習慣ががんの発症と深く関わっていることを、各種の機会を通じて、地域住民に周知します。
- がん検診受診率の向上のため、市や事業所関係者等と協力し、がん検診に関する正しい知識や必要性に関する普及啓発、受診勧奨を行います。
- 安心して安全な質の高いがん医療が提供できるよう、がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関の連携をより推進していきます。
- 仕事と治療の両立支援や就職支援、がん経験者の就労継続支援の取組をがん患者に提供できるよう努めます。小児・AYA世代のがん、希少がん、難治性がん等に関する情報提供に努めます。

(2) 脳卒中对策

《現 状》

- 当医療圏の脳血管疾患の死亡者数（総死亡者に占める割合）は、令和3（2021）年は246人（6.5%）で、死因の第4位であり、過去の状況を見ると、ほぼ横ばいです。（表12-7-5）
- 脳卒中の最大の危険因子は高血圧であり、発症の予防には高血圧のコントロールが重要です。その他、糖尿病、脂質異常症、不整脈（特に心房細動）、喫煙、過度の飲酒なども危険因子とされており、生活習慣の改善や適切な治療が重要です。
- 特定健康診査により、こうした危険因子をもつ人（メタボリックシンドローム該当者）を早期に発見し、生活習慣の改善を支援する特定保健指導が実施されています。
- 令和3（2021）年度の市国保が実施する特定健康診査実施率は38.2%（県38.4%）、特定保健指導実施率は10.6%（県17.6%）です。（あいち国保健康レポート）
- 脳血管領域における高度救命救急医療機関は、厚生連豊田厚生病院、トヨタ記念病院です。
- 回復期リハビリテーション機能を有する医療機関は、10施設です。
- 愛知県医師会の「脳卒中救急医療システム」に参加している医療機関は、厚生連豊田厚生病院、トヨタ記念病院の2病院です。
- 西三河北部医療圏統一の「脳卒中地域連携パス」が導入されています。
- 令和4（2022）年のくも膜下出血、脳梗塞及び脳出血の入院患者の医療圏完結率は、91.8%です。（医療資源適正化連携推進事業 資料提供元：名古屋大学）

《課 題》

- 生活習慣病の発症は、食生活や運動などの生活習慣に深く関わっていることを全ての地域住民が理解するよう、周知に努める必要があります。
- 脳卒中の回復期から維持期には、脳卒中の再発予防等を目的とした生活一般・食事・服薬指導等患者教育、再発の危険因子の管理、適切なリハビリテーション等の実施が必要であり、多職種によるアプローチの体制の整備・充実が必要です。

《今後の方策》

- 疾患予防のため、脳卒中の発症と喫煙や食習慣などの生活習慣が深く関わっていることを、各種の機会を通じて、地域住民への周知に努めます。
- 脳卒中の危険因子となるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数を減らすため、関係機関と連携し、特定健康診査の実施率を向上させるとともに、特定保健指導の対象者に対する生活習慣改善のための取組を支援します。
- 実態把握、評価、課題の共有、対策の検討を行い、患者の状態に応じた医療の提供体制整備や、脳卒中の発症予防や再発予防等、急性期医療の充実やリハビリテーションの充実等、総合的な対策の推進に取り組みます。

(3) 心筋梗塞等の心血管疾患対策

《現 状》

- 当医療圏の心疾患による死亡者数（総死亡者に占める割合）は、令和3（2021）年は331人（8.7%）で、死因の第3位であり、過去の状況をみると、ほぼ横ばいです。（表12-7-5）
病態別では、心不全が約4割を占め、急性心筋梗塞による死亡者数は、約2割の状況です。
また、大動脈瘤及び解離による死亡者数は、近年増加傾向にあります。（表12-7-11）
- 急性心筋梗塞の危険因子は高血圧、脂質異常症、喫煙、過度の飲酒、糖尿病、メタボリックシンドローム、ストレスなどであり、発症の予防には生活習慣の改善や適切な治療が重要です。
- 各市国民健康保険事業者の分析によると、要介護認定者の5割が高血圧症を有しており、また、6割が心疾患を有しています。
- 当医療圏における虚血性心疾患の退院患者平均在院日数は5.2日であり、県平均6.2日、全国平均の12.4日と比べて短くなっています。また、在宅等の生活の場に復帰した患者の割合は、当医療圏は99.1%（全国93.4%）となっています。（令和2年9月患者調査）
- 心血管疾患領域における高度救命救急医療機関は、厚生連豊田厚生病院とトヨタ記念病院の2施設です。
- 循環器系領域の治療が受けられる病院は1施設あり、心大血管疾患リハビリテーションが受けられる病院は2施設あります。
- 愛知県医師会の「愛知県急性心筋梗塞システム」に参加している医療機関は、厚生連豊田厚生病院とトヨタ記念病院の2病院です。
- 地域連携パスについては、「PCI（経皮的冠動脈形成術）後地域連携パス」を厚生連豊田厚生病院とトヨタ記念病院が、「心臓弁膜症パス」をトヨタ記念病院が導入しています。

表12-7-11 西三河北部医療圏の心疾患（高血圧症を除く）による死亡者数（男女別推移）

	心疾患（高血圧症を除く）		急性心筋梗塞		その他虚血性心疾患		心不全		大動脈瘤及び解離	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和3年（2021年）	162	169	45	25	12	13	49	74	44	27
令和2年（2020年）	146	162	35	20	14	10	53	76	37	22
令和元年（2019年）	151	178	34	24	17	11	63	84	21	25
平成30年（2018年）	161	165	30	16	21	10	61	82	26	19
平成29年（2017年）	154	143	41	26	26	16	53	61	29	26

資料：愛知県衛生年報

《課 題》

- 生活習慣病の発症は、食生活や運動などの生活習慣に関わっていることを地域住民が理解するよう、普及啓発に努める必要があります。
- 在宅復帰後においても、かかりつけ医を中心に、基礎疾患や危険因子（高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病等）の管理が継続的に行われるために多職種協働で支援する連携体制やカンファレンスが必要です。

《今後の方策》

- 疾患予防のため、急性心筋梗塞の発症と喫煙や食習慣等の生活習慣が深く関わっていることを、医療・福祉関係機関や職域、学校等と連携して、各種の機会を通じて、地域住民への周知に努めていきます。
- 急性心筋梗塞の危険因子となるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数を減らすため、特定健康診査の受診率を向上させるとともに、特定保健指導の対象者に対する生活習慣改善のための取組を支援します。
- 心疾患の在宅療養者や退院後リハビリテーションを必要とする人に継続的な支援を行うため、かかりつけ医を中心とした連携体制の普及・定着を図ります。

(4) 糖尿病対策

《現 状》

- 令和元(2019)年の国民健康・栄養調査によると、「糖尿病が強く疑われる人(20歳以上でHbA1c(NGSP)値が6.5%以上の人)」の割合は、男性19.7%、女性10.8%です。
- 当医療圏の令和2(2020)年度の糖尿病未治療で受診勧奨対象者の割合は、男性4.5%、女性2.7%、未治療で保健指導対象者の割合は、男性41.9%、女性46.0%で、県全体よりも高値となっています。(表12-7-12)
- 令和3(2021)年度の市国保が実施する特定健康診査実施率は38.2%(県38.4%)、特定保健指導実施率は10.6%(県17.6%)です。(あいち国保健康レポート)
- 令和2(2020)年12月31日現在、主たる診療科が糖尿病内科(代謝内科)の医師数は10人、重症化や合併症対応が可能な糖尿病専門医は10人、内分泌代謝科専門医は4人です。(令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計)
- 当医療圏で食事療法、運動療法、自己血糖測定の糖尿病患者教育を実施している病院は、11施設あります。また、インスリン療法を実施する病院は11施設、糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導を実施する病院は9施設あり、糖尿病の重症化予防に向けて取り組んでいます。(愛知県医療情報公表システム)
- 歯周病は、糖尿病と深い関係があることから糖尿病の合併症の一つとされており、歯科診療所では、糖尿病の既往歴を把握し、糖尿病の未受診者を把握した場合医療機関受診につなげるなど、医科歯科連携を強化して重症化予防に努めています。
- 調剤を実施する薬局では、保健指導、健康相談、適正服薬指導を通じて、糖尿病の重症化予防の取組を進めています。
- 本県の新規透析患者のうち、原疾患が糖尿病性腎症である者は、令和2(2020)年では41.5%です。(日本透析医学会 わが国の慢性透析療法の現況)
- 市国保では、糖尿病性腎症重症化予防事業の実施及び評価を行っています。

表12-7-12 特定健診・特定保健指導における糖尿病に関する主なデータ

割合	糖尿病未治療で 受診勧奨対象者		糖尿病未治療で 保健指導対象者		高血糖に対する 服薬者		高血糖治療者で HbA1c8.0%以上の者	
	男	女	男	女	男	女	男	女
西三河北部医療圏	4.5%	2.7%	41.9%	46.0%	8.1%	4.3%	14.2%	11.5%
県	4.9%	2.6%	39.4%	39.3%	9.0%	4.7%	14.4%	11.3%

資料：特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価(令和2(2020)年度)

《課 題》

- 特定健康診査の受診率を高め、早期のリスク改善を促す必要があります。
- 症状の各時期での連携が円滑にできるよう、医療機関、行政、職域等が連携を推進する必要があります。

《今後の方策》

- 若年からの教育や、正しい生活習慣のあり方を習得することによる予防効果が大きいことから、学校保健や産業保健と連携して予防対策を推進していきます。
- 関係機関と連携し、特定健康診査実施率の向上、継続受診者の増加、特定保健指導実施率の向上に取り組みます。
- 糖尿病患者が適切な治療を受けることができる、歯科診療所を含めた診診連携、病診連携を推進することにより、糖尿病の各段階に合わせた効果的・効率的な糖尿病医療の提供を図ります。
- 糖尿病性腎症重症化予防事業を行う各市など保険者等の取組を推進します。

(5) 精神保健医療対策

《現 状》

- 保健所、地域アドバイザー、基幹相談支援センター（又は市町村委託相談支援事業所）から構成される「コア機関チーム」が核となり、精神科病院からの地域移行の推進や、精神障害者の地域生活支援のための体制整備に取り組んでいます。
- 地域で生活する精神障害者を支えるアウトリーチについては、往診又は在宅患者訪問診療を実施する精神科病院は、当圏域では1か所、県内28か所、精神科訪問看護を提供する病院は人口10万人当たり0.82か所（実数4か所）、診療所数は0か所で、県平均は病院0.66か所、診療所0.36か所となっています。（愛知県保健医療局、衣浦東部保健所）
- 社会復帰に向けた訓練等を行う精神科デイケア施設数は、人口10万人当たり1.64か所（実数8か所）です。（令和4（2022）年度福祉ガイドブック）
- 認知症疾患医療センターとして、トヨタ記念病院が指定されており、連携病院は仁大病院です。認知症の専門相談や鑑別診断等を行い、地域関係機関のネットワークの構築に取り組んでいます。
- 児童・思春期精神保健については、当医療圏には専門治療病床のある病院はありません。しかし、状況に応じて精神科病院やクリニックにおいて診療・相談（外来診療）に対応しています。
- 当医療圏では、南豊田病院がアルコール専門治療プログラムを実施しています。
- 休日・夜間の精神科救急医療体制については、三河ブロックは13病院による輪番制（各病院空床各1床）と後方支援基幹病院（優先病院及び補完病院空床各1床）により運用しており、当医療圏の令和4（2022）年度の対応件数は、136件で、うち入院は61件となっています。（県医務課こころの健康推進室調べ）
- 令和5（2023）年6月19日に策定した「第4期愛知県自殺対策推進計画」に基づき、保健所では、地域の連携体制の強化のために相談窓口関係機関によるネットワーク会議等を通して、自殺対策事業を展開しています。当医療圏の自殺者数は、令和3（2021）年、89人となっています。

《課 題》

- 精神障害の安定した地域生活のためには、「医療的支援」と「福祉的支援」の双方が重要であり、今後、医療と福祉の連携を一層強化する必要があります。
- 精神科医療に対するニーズの高まりに応じて、福祉的支援の充実も図る必要があります。
- 障害保健福祉圏域（2次医療圏）、各市の保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、地域援助事業者（一般・特定相談支援事業者、居宅支援事業者等）、市、保健所等が連携し、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を更に推進していく必要があります。
- 地域で生活する精神障害者を支える医療サービスを提供する医療機関等を増やしていく必要があります。
- 「第4期愛知県自殺対策推進計画」に基づき、更なる自殺対策事業の取組を推進する必要があります。

《今後の方策》

- 保健・医療・福祉・介護・就労・教育・自助団体等の関係機関による協議の場を設け、関係者が地域の課題を共有した上で、医療・福祉・介護等サービスの提供体制や、精神障害者の地域移行支援について検討し、当医療圏にふさわしい地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 精神科救急や訪問診療も含め、多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関の医療機能を明確にし、各精神科及び一般科医療機関の医療機能と治療専門性を生かした地域医療連携体制の整備に努めます。
- 自殺対策事業の取組を実施していきます。

(6) 救急医療対策

《現 状》

- 第1次救急医療については、休日夜間急患センター等又は在宅当番医制で対応しています。(表12-7-13)
- 「救急病院等を定める省令」に基づき、救急隊による常時の搬送先として登録されている救急告示医療機関は、豊田市に7病院・1診療所、みよし市に2病院の計10か所あります。
- 救急隊及び第1次救急医療を担う医療機関の要請に応え、入院又は緊急手術を要する重症救急患者に対し、救急告示医療機関のうち3病院が、入院又は緊急手術を要する重症救急患者の医療を担当する第2次医療機関として病院群輪番制で医療を提供しています。
- 厚生連豊田厚生病院、トヨタ記念病院が、救命救急センター（第3次救急医療機関）に指定されています。
いずれの施設も屋上にヘリポートを有しており、ドクターヘリ等の搬送を受け入れています。
- 軽症患者が第2次、第3次救急医療機関を多く受診するため、より高度な治療を必要とする患者を受け入れることができず、第2次、第3次救急医療機関としての機能に支障を来すことがあります。
- 医療機関の役割分担の浸透や選定療養費値上げ等により、第3次救急医療機関への時間外受診者が近年減少しています。
- 県では救急患者の医療の確保などを行う「救急医療情報センター」を、豊田市では適正受診を進めるための「とよた急病・子育てコール24～育救（いっきゅう）さんコール」（チャットボット健康・医療相談付属）を設置・運営しています。
- 当医療圏には二つの消防本部があり、救急救命士が配置されています。
- 令和3（2021）年の収容所要時間別の搬送人員の状況は、60分以上の搬送者が豊田市では6.1%と、県平均2.8%と比較し、割合が高くなっています。（令和4年愛知県消防年報）
- 豊田市は、中山間地の重篤患者の救急搬送を行うため、防災ヘリコプターが離着陸できるように、ヘリポート整備を進めています。
- 西三河地区メディカルコントロール協議会で、医師会、救急医療機関、消防機関及び保健所の相互間の連携強化に努めており、毎年2回協議会を開催しています。

表 12-7-13 西三河北部医療圏の救急体制（実施場所）

	第1次救急体制（休日夜間急患センター等・在宅当番医制）				第2次救急医療体制	第3次救急医療体制
	医科			歯科		
	平日夜間	休日昼間	休日夜間	休日昼間		
豊田市 みよし市	豊田地域医療センター	<内科・小児科> ・豊田加茂医師会立休日救急内科診療所 ・豊田市立南部休日救急内科診療所 <外科> 在宅当番医制	豊田地域医療センター	豊田地域医療センター	第2次救急医療施設（Mブロック） ・厚生連足助病院 ・豊田地域医療センター ・みよし市民病院	救命救急センター ・厚生連豊田厚生病院 ・トヨタ記念病院

資料：衣浦東部保健所調査

《課 題》

- 日頃の病歴等健康状態を管理し、急病時に適切な指示が受けられるよう、「かかりつけ医」の定着を図ることが必要です。
- 安易な救急外来への受診（いわゆる「コンビニ受診」）は、医療機関に過度な負担をかけ、真に救急対応が必要な患者への救急医療に支障を来すおそれがあるため、適正な救急医療の利用について、啓発を行っていく必要があります。
- 救命救急センターへの患者の集中化を防ぎ、救急救命センター本来の高度な診療機能を発揮させるために、第1次、第2次救急医療機関との機能の分担と連携を図る必要があります。

《今後の方策》

- 休日夜間急患センター等及び在宅当番医制について、医師会、歯科医師会の協力を得ながら、外来救急医療の定点化を進めていきます。
- 救急医療の適正な利用を図るため、救急医療に関する診療所と病院の役割などについて、様々な場を通じ啓発をしていきます。

(7) 災害医療対策

《現 状》

- 県は、大規模災害時において地域の医療に関する調整を担う地域災害医療コーディネーターを2名任命しています。また、災害時の医療救護活動の拠点となる地域災害拠点病院として、厚生連豊田厚生病院、トヨタ記念病院の2ヶ所を指定しています。(表12-7-14)
- 当医療圏では、衣浦東部保健所が、愛知県災害医療協議会開催要領の規定に基づく地域災害医療部会を設置し、平時から地域における課題等について検討する体制を整備しています。
- 衣浦東部保健所は、平成28(2016)年2月に当医療圏の「医療救護活動計画」を作成しています。県では、「愛知県医療救護活動計画」の改正準備が進められています。
- 豊田市では、大規模災害時における医療救護活動のため、豊田市医療救護計画を策定するとともに、豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会等関係者による医療救護委員会を設置し、平時から役割を認識し、災害発生時に円滑な対応ができるよう協議を進めています。また、この計画では、後方医療機関7か所と後方拠点医療機関2か所を位置付けています。このほかにも、人工透析のための医療機関として5か所の診療所や、産婦等について1か所の病院が指定されています。
- みよし市の地域防災計画では、災害時の医療、救護等について、豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会その他関係機関の協力を得て、応急救護所を設置し、医療救護活動を行うことを定めています。みよし市医療救護計画では、後方医療機関として、1か所が指定されています。
- 航空機事故、鉄道事故、高速道路等における多重交通事故等、局地的な事故災害発生時には、現場の要請に応じて直ちに災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請します。
また、必要に応じて、被災者及び家族への心のケアとして災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請します。

表 12-7-14 災害拠点病院 (令和4(2022)年10月1日現在)

所在地	病院名	種類	指定年月日	災害医療コーディネーター
豊田市	厚生連豊田厚生病院	中核	地域：平成8(1996)年11月26日 中核：平成20(2008)年1月1日	1名
豊田市	トヨタ記念病院	中核	地域：平成19(2007)年3月31日 中核：平成24(2011)年4月1日	1名

《課 題》

- 災害医療コーディネーターを中心とした、関係機関による連携体制の強化を図る必要があるとともに、災害医療コーディネーター間で、平時からの連携体制を構築する必要があります。
- 県と市は、連携し、災害発生後の中長期における対応を検討しておく必要があります。
- 局地的な事故災害発生時におけるDMATの派遣については、消防機関と連携した初動体制について検討していく必要があります。

《今後の方策》

- 「愛知県医療救護活動計画」の改正を踏まえ、当医療圏災害医療部会での検討を行い、当医療圏の「医療救護活動計画」の改正作業を進めます。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時において、災害医療コーディネーターと関係機関等が連携し、医療チーム等の派遣や配置調整などのコーディネート機能が十分に発揮できる体制の充実を図るため、関係者による検討を進めるとともに、訓練を定期的実施します。
- 災害時に広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を迅速かつ適切に運用するための訓練を実施していくとともに、関係機関と連携し、EMISの活用体制の充実を図ります。
- 大規模災害に備えて、医薬品の備蓄の充実を図るとともに、医薬品卸売販売業者による流通の支援体制等、医薬品の供給体制の充実を図ります。
- 孤立する可能性のある山間地域の透析患者、ALS患者に代表される在宅人工呼吸器患者や重傷者の搬送、支援及び連絡手段等の確保を確実に進める手段の構築を進めます。

(8) 新興感染症発生・まん延時における医療対策

《現 状》

- 令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の流行では、病床や、医療人材の不足のみならず、医療用物資の確保・備蓄など、地域医療の様々な課題が浮き彫りとなりました。
- 新興感染症の海外発生期から県内発生早期までの外来診療は、帰国者・接触者外来が行うこととしています。また、県内発生早期までの患者の入院については、感染症指定医療機関において対応することとしています。(表 12-7-15)
- 関係団体、医療機関及び行政機関において協議・調整を行い、医療機関間の連携体制や役割分担を定めるなど、医療提供体制の整備を推進しています。
- 感染拡大時に備え、平時のうちから、健康危機に備えた準備を計画的に進めています。

表 12-7-15 帰国者・接触者外来

市 名	医療機関名
豊田市	厚生連豊田厚生病院 (第二種感染症医療機関)
	厚生連足助病院
	トヨタ記念病院
	豊田地域医療センター
みよし市	みよし市民病院

《課 題》

- 感染拡大時には、必要な対策が機動的に講じられるよう、あらかじめ準備を行うことが重要です。
- 感染拡大時に対応可能な医療機関を確保するため、医療措置協定の締結を計画的に進める必要があります。(表 12-7-16)
- 感染拡大時における保健所外部からの応援体制として I H E A Tを整備するほか、市町村等からの応援を含めた人員体制、受け入れ体制の構築を図るとともに、外部委託など平時から計画的に体制を整備していくことが必要です。
- 感染拡大時に備え、感染防護具を始めとした医療物資の備蓄を進めるとともに、確保体制を構築していくことが重要です。

表 12-7-16 医療措置協定における目標数

項目	目標数	
確保病床数 【病院数】	流行初期 ^{※1} (うち重症者用病床)	49床【4病院】 (3床)
	流行初期期間経過後 ^{※2} (うち重症者用病床)	86床【5病院】 (8床)
発熱外来医療機関数	流行初期 ^{※1}	88機関
	流行初期期間経過後 ^{※2}	138機関

※1 発生公表後3か月以内 ※2 発生公表後6か月以内

《今後の方策》

- 新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、平時から感染者の急増に対応できるよう、十分な医療提供体制の確保に努めていきます。
- 医療措置協定締結機関数を増やすなど、医療提供体制の確保を図り、感染拡大時の対応が十分に行えるようにします。
- 地域における役割分担を踏まえた新興感染症医療及び通常医療の提供体制の確保を図るため、医療措置協定締結医療機関を始め、関係機関との協議を進めていきます。
- 保健所職員や I H E A T要員を始めとした有事体制に構成される人員に対して、必要な研修・訓練を実施します。
- 感染拡大時に備え、引き続き、感染防護具を始めとした医療物資の備蓄を進めます。

(9) へき地保健医療対策

《現 状》

- 令和4(2022)年10月現在、当医療圏の無医地区は、小原地区1地区、足助地区5地区、下山地区2地区、旭地区2地区の計10地区となっています。また、無歯科医地区は、小原地区1地区、足助地区5地区、下山地区2地区、旭地区5地区の計13地区となっています。(表12-7-17)
- 令和4(2022)年10月1日現在、へき地保健医療対策の対象となっている6地区では、病院1施設、診療所24施設(医科10、歯科14)があり、住民への医療を提供しています。
- 小原地区には、住民の医療確保のため、へき地診療所として豊田市立乙ケ林診療所が設置されています。同診療所の令和4(2022)年度の1日平均外来患者数は21人、訪問診療患者数は1人です。
- へき地医療拠点病院として、厚生連足助病院があり、地域の医療を行うとともに、当医療圏の全ての無医地区(10地区)の住民に対する巡回健診を行っています。
- 豊田市における救急隊別出動平均時間(覚知から医師引渡しまで)をみると、豊田市全体では約37分かかるところ、へき地保健医療対策対象地域(6地区)にある消防署・分署・出張所から出動した場合は、約55分以上かかります。(令和4(2022)年豊田市消防本部)
- 令和4(2022)年6月時点で、へき地保健医療対策対象地域(6地区)では、各1か所ずつヘリポートが整備されており、重症者の医療機関への搬送等に対応できる体制となっています。(令和4(2022)年豊田市消防本部)

表12-7-17 へき地保健医療対策対象地域における無医地区・無歯科医地区(準ずる地区を含む)数と医療機関数

区分	(旧町村名)	無医地区数	無歯科医地区	病院数	診療所数		へき地診療所(再掲)
					医科	歯科	
豊田市	藤岡町				3	6	
	小原村	1	1		2	1	1
	足助町	5	5	1	1	3	
	下山村	2	2		1	1	
	旭町	2	5		1	0	
	稲武町				2	3	
計	6地域	10	13	1	10	14	1

資料：令和4年度無医地区調査(厚生労働省)

(参考 厚生労働省の調査対象外となりますが、無薬局地区が存在します。)

《課 題》

- へき地医療を担う医療機関においては、全診療科的な対応が必要となるため、総合的な診療ができる医師や、在宅医療の提供を始めとする地域包括ケアシステムを支えることができる医師が求められており、そのような医師の育成、確保を図ることが必要です。
- へき地保健医療対策対象地域では、医師の高齢化や後継者難等により、診療継続が困難となる可能性があります。へき地医療を担う医師が、診療継続できるよう支援する方を検討する必要があります。

《今後の方策》

- へき地医療拠点病院である厚生連足助病院と各地域の診療所や保健・福祉機関との連携強化を図り、医療・保健・福祉サービスの向上に努めます。
- 愛知県へき地医療支援機構と愛知県地域医療支援センターが中心となり、地域の保健・医療従事者・その他関係者と連携し、へき地保健医療対策を推進します。(具体的な方策は、「第3部 第6章 へき地保健医療対策」参照)

(10) 周産期医療対策

《現 状》

- 令和3(2021)年人口動態調査によると、当医療圏の出生数は3,356人、出生率(人口千対)7.0、乳児死亡数8人、乳児死亡率(出生千対)2.4、新生児死亡数4人、新生児死亡率(出生千対)1.2、死産数63人、死産率(出産千対)18.4、周産期死亡数17人、周産期死亡率5.0となっています。出生数は減少を続けています。また、出生率は県平均を下回っています。(表12-7-4)
- 当医療圏の2021年の低体重児の出生数は290人、全出生数に占める低出生体重児の割合は8.6%です。
- 令和4(2022)年7月1日時点で、分娩を取り扱っている病院は3か所、診療所は5か所あります。
- 令和3(2021)年の当医療圏分娩実施数は3,834人、地域完結率は114.2%でした。(救急医療及び周産期医療に係る実態調査(県保健医療局医務課))
- 地域周産期母子医療センターであるトヨタ記念病院は、新生児集中治療室(NICU)6床、新生児回復期治療室(GCU)12床を有し、ハイリスク分娩や新生児治療を行っています。また、外来診療により精神疾患を有する母体に対応し、必要に応じ入院診療可能な4大学病院と連携を図っています。
- 令和3(2021)年度の当医療圏の母体搬送件数は140件、当医療圏内受入れは1医療機関116件で、地域完結率は82.9%でした。また、新生児搬送件数は116件、当医療圏内受入れは1医療機関66件で、地域完結率は56.9%でした。(表12-7-18)

表 12-7-18 ハイリスクの母体搬送、新生児搬送にかかる圏域完結率(令和3(2021)年度)

搬 送 先	母 体 搬 送	新 生 児 搬 送
圏域内	116件	66件
圏域外	24件	50件
合計	140件	116件
圏域完結率	82.9%	56.9%

資料：周産期医療に係る実態調査(令和2(2020)年調査) 愛知県保健医療局

- 各市が設置する子育て世代包括支援センターにおける支援内容(法改正により令和6(2024)年4月1日から「こども家庭センターの母子保健事業」)の充実のため、衣浦東部保健所は、産婦人科医療機関や保健・福祉機関との連携会議、研修会、事例検討会等を実施しています。

《課 題》

- 分娩取扱医療機関の確保に向けて、適切な支援を行う必要があります。
- 周産期母子医療センター及び産科医療機関と保健、福祉、教育機関の連携により、妊娠中から出産後まで継続した支援をすることで、マタニティブルーや虐待の予防・早期発見・対応ができる地域全体の支援体制整備を図っていく必要があります。
- 災害時には、産科医療機関と、地域周産期母子医療センターや総合周産期母子医療センター等との連携体制を検討していく必要があります。

《今後の方策》

- 周産期ネットワークの充実強化を図り、母体、胎児、新生児の総合的な管理と、安心して子どもを産み育てる環境の整備を進めます。
- 子育て世代包括支援センター中心とした市の子育て支援対策(法改正により令和6(2024)年4月1日から「こども家庭センターの母子保健事業」)の充実を支援するとともに、医療機関と保健、福祉、教育機関等の連携を図り、問題を抱える母子の早期発見を充実します。
- 災害時に、妊産婦・新生児等へ対応できる体制の構築を図るため、災害医療コーディネーターのサポート役となる「リエゾン」の養成を進めます。

(11) 小児医療対策

《現 状》

- 当医療圏の主たる診療科を小児科とする医療施設従事医師数（15歳未満人口千対）は0.55人で、県0.98人と比較して低くなっています。（表12-7-19）
- 当医療圏の小児の時間外救急医療施設は、夜間は豊田地域医療センターで、日曜日と祝日の昼間は、豊田加茂医師会立休日救急内科診療所と豊田市立南部休日救急内科診療所です。小児の救命救急医療施設（入院治療を必要とする疾患）は、厚生連豊田厚生病院とトヨタ記念病院の2施設が輪番制・24時間体制で対応しています。
- 県では、夜間の小児救急電話相談「#8000」で、看護師又は医師による相談を実施しています。
- 豊田市では、「とよた急病・子育てコール24～育救（いっきゅう）さんコール（電話0120-799-192）」により、24時間体制で市民の救急医療相談と子育て相談に対応しています。
- トヨタ記念病院には、小児がん治療を始めとする長期入院の小中学生のために、院内学級が設けられています。
- 自閉症や発達障害など児童精神科領域の医療については、豊田市こども発達センター内の「のぞみ診療所」で、子どもの個別性に合わせて、各専門医やスタッフにより行われています。
- 重症心身障害児や医療的ケア児の支援について、保健・医療（訪問看護含む）・薬局・福祉・学校関係者の連携による支援に努め、小児在宅医療への対応を行うとともに、災害時への対応についても検討しています。
- 母子保健・学校保健について、各市では、疾病の早期発見等の目的により、乳幼児健康診査、就学時の健康診断、児童生徒等の定期・臨時の健康診断が行われています。また、医療機関等との連携により、虐待を受けている子どもの早期発見にも取り組んでいます。

表 12-7-19 小児科医師数（主たる診療科が小児科の医療施設従事医師数）

	小児科医師数	15歳未満人口 (令和2年10月1日)	15歳未満千人対小児科医師数
西三河北部医療圏	36人	65,462人	0.55人
県	963人	980,388人	0.98人

資料：令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計（厚生労働省）

《課 題》

- 小児科医が少ないため、他医療圏との連携が必要です。
- 小児の時間外救急については、体制の維持と確保のため、軽症患者は夜間急病診療所を受診するよう、住民や患者・家族等への普及啓発を図る必要があります。
- 小児がん等により長期の入院治療等を必要とする場合に、医療、教育等地域関係機関と連携した支援が必要です。

《今後の方策》

- 身近な地域で診断から治療を受けることができ、子どもの様々な健康問題に対応できるよう、医療機関や地域関係機関の連携を推進します。
- 子どもが急に病気になっても、安心して相談、医療が受けられるよう、かかりつけ医を持つことを推奨するとともに、病診連携、病病連携を推進し、地域小児医療体制の整備、充実を図ります。
- 小児救急医療体制の一層の充実を図るため、当医療圏の医師会、主要病院、市等関係機関と連携をとり、地域の実情に応じた方策について検討していきます。
- 小児がん拠点病院を中核とした連携協力体制の強化を行うことで、地域の小児がんの治療体制、相談支援及び療養体制の整備や長期的なフォローアップが可能な体制の整備を目指します。

(12) 在宅医療対策

《現 状》

- 令和2(2020)年度介護保険事業状況報告(厚生労働省)によると、当医療圏の要支援者数は5,166人、要介護者数は11,670人です。
- 在宅医療には、かかりつけ医、かかりつけ歯科医によるプライマリ・ケアや、かかりつけ薬剤師・薬局によるサポートが重要です。また、保健や医療だけでなく、介護・福祉との連携が重要です。
- 当医療圏には、在宅療養支援病院が5施設、在宅療養支援診療所は39施設あり、24時間の連絡や往診体制を整えています。(表12-7-20)
- 在宅療養支援歯科診療所は、25施設あり、在宅療養を担う医療機関との連携により、患者の求めに応じて、迅速な歯科訪問診療体制を確保しています。(表12-7-20)
- 当医療圏には、在宅患者訪問薬剤管理指導を実施する薬局が184施設あり、服薬・残薬の管理や相談対応等を実施しています。(表12-7-20)
- 訪問看護ステーションは、医師の指示により訪問看護や療養生活サポート等を行っており、当医療圏に44事業所あります。このうち31事業所で、利用者等からの電話等による看護に対する連絡及び相談に常時(24時間)対応できる体制をとっています。(表12-7-20)
- 当医療圏には、在宅患者訪問リハビリ指導管理(医療保険)を行う病院・診療所が9施設、訪問リハビリテーション(介護保険)を行う病院・診療所が8施設あり、医師の指示により在宅におけるリハビリテーションを行っています。(表8-2-1)
- 豊田市は、藤田医科大学、豊田加茂医師会及び豊田地域医療センターと、平成27(2015)年に、「在宅医療の推進」について連携協定を締結し、豊田地域医療センターを在宅医療の拠点として位置付けています。
- 豊田加茂医師会は、平成27(2015)年4月から、在宅医療サポートセンター事業を開始し、現在は、「豊田加茂医師会在宅相談ステーション(おうちでネット)」(豊田市・みよし市委託事業)として、在宅療養に関する相談に応じるとともに、在宅医療に関わる人材育成研修の実施、24時間365日対応可能な在宅医療提供体制構築の支援等に取り組んでいます。また、豊田加茂医師会が主体となり、地域包括ケアシステムに携わる多職種による「豊田加茂ウェルビーイングネットワーク」を立ち上げ、多職種連携の推進を更に目指します。
- 豊田市とみよし市は、ICTのシステム活用による「豊田みよしケアネット」を導入し、在宅療養者への医療・介護・福祉総合ネットワークを推進しています。

表12-7-20 在宅医療サービスの実施状況(医療保険)

区 分	施設数
在宅療養支援病院	5
在宅療養支援診療所	39
在宅療養支援歯科診療所	25
在宅患者訪問薬剤管理指導を実施する薬局	184
訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者)	44
うち、24時間対応体制のある訪問看護ステーション	31

資料：東海北陸厚生局ホームページ(令和5(2023)年7月1日時点)

《課 題》

- プライマリ・ケアについての地域住民への知識の普及啓発と、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及定着を推進する必要があります。
- 在宅医療と介護の連携を進めるに当たっては、基礎自治体である市が中心となって医師会等関係機関との緊密な調整を行い、それぞれが主体的に活動する必要があります。
- 在宅医療サービスを提供する病院・診療所・歯科診療所、薬局の更なる確保のための啓発と在宅医療に携わる人材の育成を図る必要があります。

《今後の方策》

- プライマリ・ケアを推進するため、病病連携や病診連携を一層進めていきます。
- 保健・医療・福祉など多職種連携を推進し、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの充実を図っていきます。
- 本人主体の在宅・高齢者施設での看取りを推奨するため、人生の最終段階における本人の意思決定支援や終末期医療提供の体制整備に向けて、関係機関・団体を含めた連携及び啓発を図ります。